

○ 石川県警察における事務の専決に関する訓令(昭和39年石川県警察本部訓令第2号) 第5条に定める所属職員に専決させることができる事項について(通達)

〔令和5年2月13日務甲達第19号〕
石川県警察本部長から部課署長宛て

対号 令和4年3月14日付け務甲達第33号「石川県警察における事務の専決に関する訓令(昭和39年石川県警察本部訓令第2号) 第5条に定める所属職員に専決させることができる事項について(通達)」

この度、石川県警察における事務の専決に関する訓令(昭和39年石川県警察本部訓令第2号) 第5条に定める警察署長が所属職員に専決させることができる事項について、以下のとおり定めたので、事務処理に遺漏のないようにされたい。

なお、対号は令和5年3月5日をもって廃止する。

記

1 専決させることができる事項及び専決者

別表のとおり

2 留意事項

- (1) 別表により専決することのできる事務であっても、重要又は異例と認められるものについては、上級者の決裁を受けなければならない。
- (2) 専決処理した事務についても、必要に応じて警察署長に報告しなければならない。
- (3) 警察署長は、別表の専決させることができる事務であっても、必要に応じて業務の実態把握に努めること。

3 施行日

令和5年3月6日

※別表省略